

美里町人と犬及び猫が共生する地域社会に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美里町人と犬及び猫が共生する地域社会に関する条例（令和 7 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所有者等のいない猫に対する給餌に関し遵守すべき基準)

第 2 条 条例第 9 条第 2 項の町民等が遵守すべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 給餌（給水を含む。以下同じ。）を行う所有者等のいない猫は、不妊去勢手術を受けたもの又は将来において不妊去勢手術を行うことを目的とするものに限ること。
- (2) 不妊去勢手術をしていない所有者等のいない猫に対して給餌を行う者（以下「給餌者」という。）は、新たに給餌を開始するとき及び毎年 1 回定められた時期に、給餌を行う場所、給餌を行う時間帯、給餌を行う猫の頭数、不妊去勢手術の実施状況等（以下「給餌方法」という。）を給餌開始・継続届出書（様式第 1 号）により町に届け出ること。
- (3) 給餌者は、新たに給餌を開始しようとするときは、給餌を行う場所の周辺住民の理解が得られるよう十分に周知すること。
- (4) 給餌は、原則として、給餌者が所有し、又は正当な権原を有する土地又は建物で行うこと。ただし、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において給餌を行うときは、公共の場所を管理する者と事前に協議すること。
- (5) 給餌は、原則として午前 5 時から午後 9 時までの間で決まった時間帯に行うこと。
- (6) 給餌は容器を用いて行い、給餌後に容器の回収及び周辺の清掃を行う等、給餌を行う場所の清潔を保持すること。
- (7) 猫用のトイレを設置する等、給餌後に給餌を行う場所のふん尿を適切に処理すること。

(勧告)

第 3 条 条例第 10 条の規定による勧告は、給餌方法是正勧告書（様式第 2 号）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第11条の規定による命令は、給餌中止命令書（様式第3号）により行うものとする。

（身分証明書）

第5条 条例第12条第2項の規定による身分を示す証明書は、美里町職員の身分証明書によるものとする。

（過料）

第6条 条例第14条各号及び第15条の規定により科すべき過料の額は、町長が別に定める。

2 町長は、条例第14条の規定により過料を科する場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

3 町長は、前項の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書（様式第5号）の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

4 町長は、条例第15条の規定により過料を科する場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

5 町長は、前項の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書（様式第7号）の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

6 前2項の規定による業務に従事する職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。